

特殊車両の指導取締り結果2時間で8台に警告

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。

また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。

今回、下記のとおり特殊車両の指導取締りを行い、無許可車両7台を含む8台に警告を行いました。

当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため引き続き、特殊車両の指導取締りを実施します。

【参 考】

1. 実施日時 平成29年8月2日(水) 14時～16時
2. 実施場所 一般国道4号 下り線 名取市本郷地内 (「名取車両検測所」)
3. 特殊車両指導取締り結果

対象車両数		22台
特殊車両通行許可 遵守車両		14台
違反内訳	許可証不携帯	1台
	無許可	7台
	計	8台

名取車両検測所での指導取締り状況



車両重量の測定状況



車両寸法の測定状況

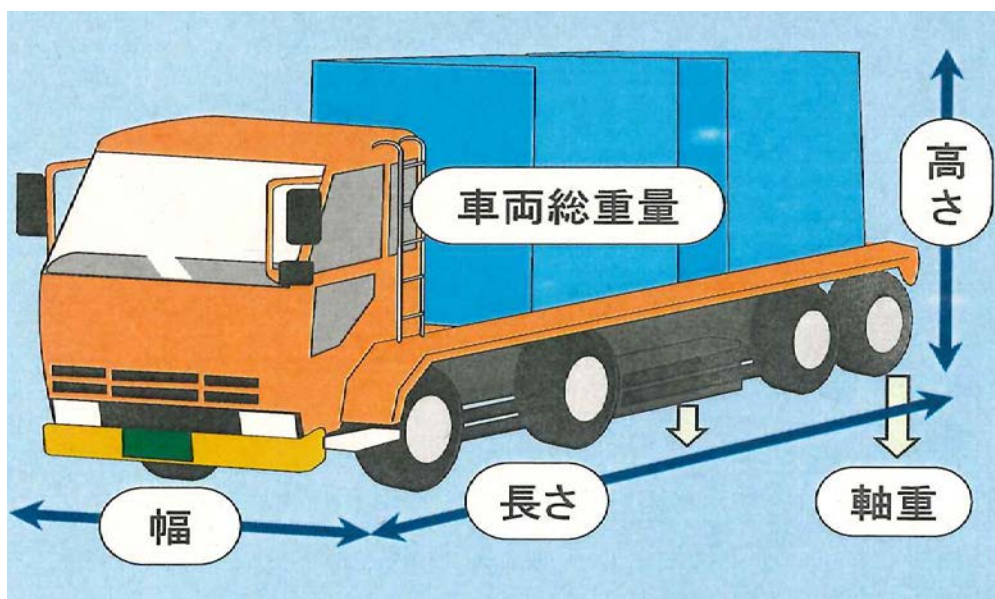
〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会 〉

お問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所 保全対策官 齋藤 壽裕
TEL 022-304-1814

下表の限度を「一つでも」超える車両は、道路法の規定に基づく「特殊車両通行許可」が必要です。

長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

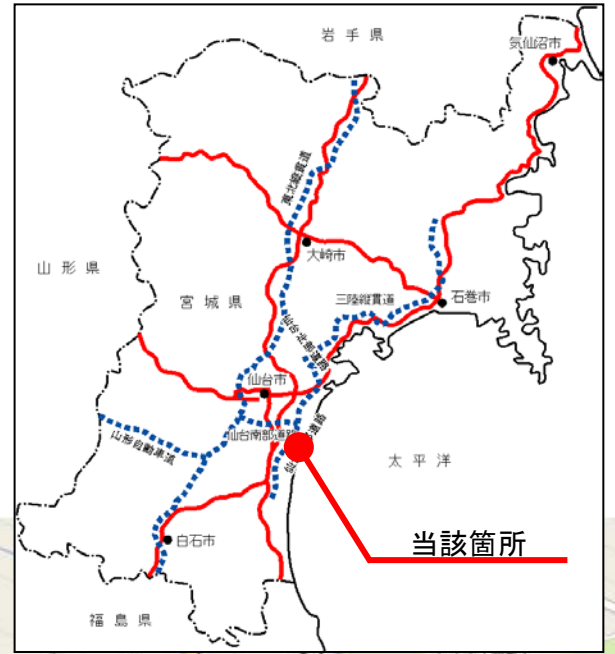


【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

特殊車両指導取締り箇所位置図

[位置図]



国土交通省
名取車両検測所

[拡大図]

